

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 6 年 (2024 年) 1 月 12 日作成)

[所管：環境部美化推進課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	美しいまちづくりの推進に関する条例	12-4	まち美化活動協定の認定	B	B
2	まち美化活動協定に係る助成金要綱	12-1・3・4・5	まち美化活動協定における助成金の交付決定	B	B
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	まち美化活動協定の認定	
根拠法令及び条項	美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第4項	
所管部課(室)係名	環境部美化推進課美化推進係	
審査基準	関係条項	美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第1項・第3項
	基準	<p>○市民、事業者及び団体は、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等を防止し、美しいまちづくりを推進するため、一定の区域を定め、当該区域内における美化活動に関する協定を締結することができる。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第1項</p> <p>○第1項に規定する協定を締結した者は、市規則で定めるところにより、その旨を届け出て、市長の認定を受けることができる。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第3項</p> <p>○市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る協定の内容を審査し、美しいまちづくりの推進に有効であり、かつ、当該区域の市民及び事業者の多数に支持されていると認めるときは、当該届出に係る協定をまち美化活動協定として認定するものとする。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第4項</p>
	参考事項	当該区域の市民及び事業者の多数とは、過半数以上の支持(賛同)が必要とする。
	設定等年月日	平成17年7月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		まち美化活動協定における助成金の交付決定
根拠法令及び条項		美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第1項・第3項・第4項・第5項
所管部課(室)係名		環境部美化推進課美化推進係
審 査 基 準	関係条項	まち美化活動協定に係る助成金要綱第5条第2項
	基準	<p>○市民、事業者及び団体は、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等を防止し、美しいまちづくりを推進するため、一定の区域を定め、当該区域内における美化活動に関する協定を締結することができる。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第1項</p> <p>○第1項に規定する協定を締結した者は、市規則で定めるところにより、その旨を届け出て、市長の認定を受けることができる。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第3項</p> <p>○市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る協定の内容を審査し、美しいまちづくりの推進に有効であり、かつ、当該区域の市民及び事業者の多数に支持されていると認めたときは、当該届出に係る協定をまち美化活動協定として認定するものとする。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第4項</p> <p>○市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該まち美化活動協定を締結した者に対し、当該まち美化活動協定に基づく美化活動に要する用具の給付、貸与その他市長が必要と認める支援を行うものとする。</p> <p>…美しいまちづくりの推進に関する条例第12条第5項</p> <p>○助成額は、10万円（この要綱による助成金の交付を受けたことがある団体にあつては、10万円から当該交付を受けた助成金の額を控除した額）を限度とし、毎年度、予算の範囲内で決定する。</p> <p>…まち美化活動協定に係る助成金要綱第5条第2項</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 ( 事務所)</p> <p>処分期間 日 ( 部 課)</p>
	設定等年月日	
備考		